

白浜町における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障を来さないものとなるようにするため必要と認める事項	関係者及び合意状況
白浜町役場前	和歌山県西牟婁郡白浜町2452-2番地先	<p>一般貸切旅客自動車運送事業者（明光バス株式会社、株式会社TrafficComfort及び有限会社谷口自動車）又は一般乗用旅客自動車運送事業者（白浜第一交通株式会社）がそれぞれ行う一般貸切旅客自動車運送事業（区域運行、事業名「チョイソコしらはま」）又は一般乗用旅客自動車運送事業（区域運行、事業名「チョイソコしらはま」）の用に供する自動車に限る。</p>	<p>最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。</p> <p>最左欄の停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時刻について調整を図り、交通に支障を来さないようにすること。</p>	<p>関係者 明光バス株式会社 株式会社TrafficComfort 有限会社谷口自動車 白浜第一交通株式会社 和歌山県公安委員会 近畿運輸局 白浜町</p> <p>合意状況 令和6年9月26日、上記関係者において合意</p>
白浜空港	和歌山県西牟婁郡白浜町字瓜切2926番地先			
白浜駅	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田1389番地先			
白浜バスセンター	(三段壁ゆき)和歌山県西牟婁郡白浜町896番地先			
	(白浜駅ゆき)和歌山県西牟婁郡白浜町868番地の39地先			
新湯崎	和歌山県西牟婁郡白浜町2998番地の13地先			
アドベンチャーワールド	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田字櫛ヶ峰2399番地の463地先			
三段壁	和歌山県西牟婁郡白浜町2927番地の第1地先			
桃ノ木峠	和歌山県西牟婁郡白浜町2074番地の1地先			
大浦	和歌山県西牟婁郡白浜町3780番地先			
阪田山	和歌山県西牟婁郡白浜町大阪田1番地先			

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障を来さないものとなるようにするため必要と認める事項	関係者及び合意状況
常喜院下	和歌山県西牟婁郡白浜町1130番地先	一般貸切旅客自動車運送事業者（明光バス株式会社、株式会社TrafficComfort及び有限会社谷口自動車）又は一般乗用旅客自動車運送事業者（白浜第一交通株式会社）がそれぞれ行う一般貸切旅客自動車運送事業（区域運行、事業名「チョイソコしらはま」）又は一般乗用旅客自動車運送事業（区域運行、事業名「チョイソコしらはま」）の用に供する自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。 最左欄の停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時刻について調整を図り、交通に支障を来さないようにすること。	関係者 明光バス株式会社 株式会社TrafficComfort 有限会社谷口自動車 白浜第一交通株式会社 和歌山県公安委員会 近畿運輸局 白浜町 合意状況 令和6年9月26日、上記関係者において合意
臨海	和歌山県西牟婁郡白浜町続500番地の1の甲地先			
千畳口	和歌山県西牟婁郡白浜町1680番地先			
とれとれ市場	(三段壁ゆき)和歌山県西牟婁郡白浜町堅田字鴻巣2498番地			
	(白浜駅ゆき)和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2528番地の1先			
エクシブ白浜	和歌山県西牟婁郡白浜町才野字西山1670番地の76先			
白良浜	和歌山県西牟婁郡白浜町1356番地の1地先			
白浜棧橋	(三段壁ゆき)和歌山県西牟婁郡白浜町1197番地の8地先			
	(白浜駅ゆき)和歌山県西牟婁郡白浜町3354番地の1地先			
湯崎	(三段壁ゆき)和歌山県西牟婁郡白浜町1660番地先			
	(白浜駅ゆき)和歌山県西牟婁郡白浜町1666番地先			